



2020年12月9日

各 位

会 社 名 セーレン株式会社
代 表 者 名 代表取締役会長 兼 最高経営責任者
川田 達男
(コード番号 3569 東証第1部)
問 合 せ 先 取締役常務執行役員
経営企画本部長 川田 浩司
(TEL. 0776-35-2111)

自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による
自己株式の買付けに関するお知らせ
(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。具体的な取得方法について決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 取得の方法

本日(2020年12月9日)の終値1,565円で、2020年12月10日午前8時45分の東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)において買付けの委託を行います(その他の取引制度や取引時間への変更は行いません。)

当該買付注文は当該取引時間限りの注文とします。

2. 取得の内容

- (1)取得対象株式の種類 当社普通株式
(2)取得する株式の総数 1,916,900株
(3)取得結果の公表

2020年12月10日午前8時45分の取引終了後に取得結果を公表します。

(注1)当該株数の変更は行いません。なお、市場動向等により、一部又は全部の取得が行われない可能性もあります。

(注2)取得予定株式数に対当する売付注文をもって買付けを行います。

(ご参考)

2020年12月9日開催の取締役会における自己株式の取得に関する決議内容

- ・取得対象株式の種類 当社普通株式
- ・取得しうる株式の総数 2,200,000株(上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く。)に対する割合3.96%)
- ・株式の取得価額の総額 30億円(上限)
- ・自己株式取得の期間 2020年12月10日から2021年3月31日まで
- ・取得の方法 東京証券取引所における市場買付け

以 上